

令和 6 年度事業報告書

当年度は、4 年間のコロナ禍後、2 年目の交流事業が継続し、徐々に国際間の人物交流が活発化してきた。海外活動支援事業については、受託事業の海外派遣専門家等の派遣事務等に関しては、例年通りの事業規模となった。

以下、定款に沿って事業展開を報告する。

1. 諸外国の研修団等招聘、邦人の海外研修等派遣事業 (定款第 4 条 第 1 項 第 1 号の事業)

1985 年創設以来、訪問先の政府機関等の後援・協賛を得て実施している自主事業「ジュニア大使友情使節団」の海外派遣は、小学校 5 年以上 20 歳未満の児童、生徒、学生（班によって異なる）を対象に国際研修と友情交流を主たる目的としており、今年度は第 37 回夏期・ブルネイ班ならびに春期・パラオ班を組織し派遣した。

また、海外の団体等からの依頼による、人物交流・国際協力を目的とした訪日グループに対する日本紹介研修・日本語研修・視察等を提供する事業については、スウェーデン王国・トンバ高校の依頼を受け、第 13 回訪日研修の企画・実施運営を行った。

2. 諸外国の国際理解促進を目的とした公益団体とともに、日本と諸外国との友好を促進する事業 (定款第 4 条 第 1 項 第 2 号の事業)

2006 年 10 月より当協会内に設置している、アジア・太平洋国会議員連合（APPU）中央事務局ならびに日本議員団事務局では、年間を通して加盟国や日本議員団への事務連絡等を行った。例年、実施している年度総会については、2024 年 3 月 11 日から 13 日に第 52 回総会（於：東京）および第 86 回理事会の実施運営後の報告書作成ほか、次回、第 53 回総会および第 87 回理事会が 2025 年 8 月 27 日から 29 日に台湾に於いて実施されることとなり、中央事務局ならびに日本議員団事務局での必要な事務作業を行った。

また、2006 年 4 月よりロシア連邦・独立非営利法人との契約に基づき、当協会職員が同団体の日本センターに出向し、対日理解促進を図る事業は、日本政府の方針に沿って、関連業務を行った。

3. 行政機関等からの受託事業 (定款第 4 条 第 1 項 第 1 号の事業)

外務省の人物交流・企画招請事業については、当年度の受託実施はなかった。しかしながら、過去の人物交流等事業の参加者と連絡を取り合い、交流を続けている。

また、独立行政法人国際交流基金の令和 6 年度「日本語専門家等の派遣事業にかかわる事務業務」委託事業は、海外に赴く日本語専門家等、のべ計 283 名に対し、赴任・帰任、本邦・現地滞在中の諸手続きを行った。

4. 諸外国と日本との国際交流促進事業

(定款第 4 条、第 1 項 第 1 号および第 3 号の事業)

訪日外国人に対する日本文化紹介や日本語・日本事情研修の実施、国際交流を行いたい団体等への交流促進・支援を行っているが、今年度も、訪日外国人に対し、日本文化や対日理解に関する講義を実施した。

また、当協会スタッフをはじめ、所属エスコート、通訳・コーディネーターが通訳・エスコート業務を行った。

5. 調査・収集事業

(定款第 4 条、第 2 項の事業)

海外の事業関連先等と連絡をとり、現状の把握や今後の交流事業の可能性につき、情報収集した。

6. 広報紙の発行

(定款第 4 条、第 4 項の事業)

国際交流紙として、『the COMMUNICATOR』を毎月発行し、さまざまな機関で国際交流・協力活動に携わっている方々ならびに国際社会に強い関心を寄せる方々に情報を伝えるとともに、情報や意見聴取を行い、多様な繋がり形成を計った。

また、2019 年 6 月に当協会設立 50 周年を記念し発行した、『the COMMUNICATOR』巻頭インタビュー記事 60 点を収録する『私と国際交流—インタビュー集』の販売促進、広報を行った。

以上